

淡路市特定奨学金、通学助成費の支給について

経済的理由により高校等への修学が困難な生徒に対し、経済的な負担を軽減するための奨学金、通学助成費の支給者を次のとおり募集します。なお、いずれも給付ですので返還は不要です。また、兵庫県が実施する高校生等奨学給付金との併給が可能です。

◆申請資格

奨学金等の支給対象となる者は、次の要件のいずれも満たす者とします。

<奨学金>

- (1) 学校教育法に定める高等学校若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程(以下、「高校等」)に在学している第1学年であるもの。
- (2) 生徒及びその保護者が市内に住所を有すること。
- (3) 保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること。
- (4) 保護者(父母)が前年度における市税(市民税以外)を完納していること。
※ 納税計画を立て、現に納税していることが確認できる場合は完納とみなします。
- (5) 生活保護を受給していないこと。

<通学助成費>

- (1) 高校等に在学している第1学年から第3学年の者で、公共交通機関を利用し通学していること。
上記奨学金の申請資格の(2)から(5)すべてを満たす者。

◆給付金額

- 奨学金 … 一人10万円を一括で支給。(支給人数は10名以内)
- 通学助成費 … 通学に要した交通費のうち、一年間で一人あたり5万円を上限として支給。
5万円に満たない場合は当該額を支給。

◆申請方法

給付を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

<奨学金>

- ① 奨学金申請書〔様式第1号〕
- ② 奨学金申請調書〔様式第2号〕
- ③ 在学を証する書類
- ④ 生徒及び保護者の世帯全員の住民票(続柄記載のもの)
- ⑤ 保護者(父母)の申請年度の課税証明書

<通学助成費>

- ① 通学助成費申請書〔様式第3号〕
- ② 在学を証する書類
- ③ 通学助成費の対象となる交通費の領収書又は通学定期等の写し
(申請年度の4月1日から受付期間終了日までのものが対象となります)
- ④ 生徒及び保護者の世帯全員の住民票(続柄記載のもの)
- ⑤ 保護者(父母)の申請年度の課税証明書

◆受付期間

<奨学金> 期間厳守

窓口:令和4年6月30日(木)まで

郵送:令和4年6月30日(木)の消印のあるもの

<通学助成費> 期間厳守

(1) 窓口:令和4年7月1日(金)から令和4年7月29日(金)まで

郵送:令和4年7月29日(金)の消印のあるもの

(2) 令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで

郵送:令和5年2月28日(火)の消印のあるもの

※2回に分けて受付します。

◆審査、決定通知等

教育委員会において、提出された書類により適否を審査し、後日、結果をお知らせします。

支給対象者が定数を超える場合、保護者(父母)の収入を合算し、合計収入の少ない世帯より決定します。

奨学金支給決定者は、年度末に成績表の提出が必要となります。

◆問合せ、提出先

淡路市教育委員会 学校教育課

〒656-2292

淡路市生穂新島8番地 TEL 0799-64-2519 FAX 0799-64-2566